

ベラルーシ共和国
特許法(発明, 実用新案, 工業意匠)
2002年12月16日法律 No. 160-Z
2019年12月28日改正

目次

- 第1章 発明, 実用新案及び工業意匠の法的保護
 - 第1条 発明に係る特許, 実用新案及び工業意匠
 - 第2条 発明に対して法的保護を付与する条件
 - 第3条 実用新案に対して法的保護を付与する条件
 - 第4条 工業意匠に対して法的保護を付与する条件

- 第2章 創作者及び特許所有者
 - 第5条 発明, 実用新案又は工業意匠の創作者
 - 第6条 特許所有者

- 第3章 発明, 実用新案又は工業意匠に係る権利
 - 第7条 創作者権
 - 第8条 特許所有者の権利及び義務
 - 第9条 特許所有者の排他権の侵害
 - 第10条 特許所有者の排他権の侵害とは認められない行為
 - 第11条 特許を受ける権利の移転及び譲渡: 発明, 実用新案又は工業意匠に係る排他権の移転, 譲渡及び他の処分

- 第4章 特許の取得
 - 第12条 特許出願
 - 第13条 特許出願
 - 第14条 実用新案特許の出願
 - 第15条 工業意匠出願
 - 第16条 発明, 実用新案及び工業意匠の優先権
 - 第17条 出願の補正
 - 第18条 発明出願の審査
 - 第19条 発明出願の予備審査
 - 第20条 発明出願に係る情報の公開
 - 第21条 発明出願の実体審査
 - 第22条 仮の法的保護
 - 第23条 実用新案出願の審査
 - 第24条 工業意匠出願の審査
 - 第25条 出願審査の結果についての決定に対する審判請求
 - 第26条 発明及び実用新案に係る出願の変更

- 第 27 条 遵守されなかった期限の更新
- 第 28 条 発明，実用新案及び工業意匠の登録
- 第 29 条 特許に関する情報の公告
- 第 30 条 特許証の発行
- 第 32 条 外国での特許取得

第 5 章 特許の効力の終了及び回復

- 第 33 条 特許無効の承認
- 第 34 条 特許の効力の早期終了
- 第 35 条 特許の効力の回復：継続使用権

第 6 章 発明，実用新案及び工業意匠の実施

- 第 36 条 発明，実用新案及び工業意匠の実施
- 第 36-1 条 従属発明及び従属実用新案
- 第 37 条 オープンライセンス
- 第 38 条 強制ライセンス許諾
- 第 39 条 先使用権

第 7 章 発明，実用新案及び工業意匠の法的保護に係る組織上の基礎。創作者権及び特許所有者の権利の侵害についての責任，保護

- 第 40 条 特許庁の機能
- 第 40-1 条 公報
- 第 41 条 創作者権及び特許所有者の権利の侵害についての責任，保護

第 8 章 最終規定

- 第 42 条 条約
- 第 43 条 外国の個人(自然人)，国籍を有さない者及び外国の法人の権利
- 第 44 条 本法の施行
- 第 45 条 一定の法令の無効
- 第 46 条 ベラルーシ共和国法令の本法への適合化

第1章 発明、実用新案及び工業意匠の法的保護

第1条 発明に係る特許、実用新案及び工業意匠

(1) 発明、実用新案及び工業意匠の権利は、国家により保護され、かつ、特許により証明される。

(2) 発明、実用新案及び工業意匠に係る特許は、発明、実用新案又は工業意匠の創作者権、それらの優先権及びそれらを実施する排他権を証明する。

(3) 特許の存続期間は、国家機関である「国家知的所有権センター」（以下「特許庁」という）に対する発明、実用新案、工業意匠に係る特許の出願（以下、異なる表示がなされない限り「出願」という）の日から始まり、本法の要件を満たすことを条件とし、発明特許は、20年以内。ただし、医薬、殺虫剤又は農薬であってその使用については法令に従って所管当局の認可が必要とされるものに関する発明に係る特許の出願（以下、異なる表示がなされない限り「発明出願」という）から5年を超えて経過している場合は、この発明に係る特許の存続期間は、特許権者の申請により延長することができる。当該特許の存続期間は、発明出願の出願日から当該発明が用いられる医薬、殺虫剤又は農薬の最初の使用認可を受けた日までに経過した期間から5年を差し引いた期間だけ延長する。この場合、特許の存続期間は、5年を超えて延長することはできない。特許の存続期間の延長に係る申請は、当該発明が用いられる医薬、殺虫剤若しくは農薬の使用について最初の認可を受けた日又は特許庁の公報（以下、「公報」という）における当該特許についての情報の公告の日の何れか先の日から6月が満了する前に、特許の存続期間内に提出しなければならない。

実用新案特許は、5年以内。ただし、特許権者の申請により、5年を超えない期間だけ特許庁がこれを延長することができる。実用新案特許の存続期間の延長についての申請は、当該特許の存続期間の満了前に特許庁に提出しなければならない。

意匠特許は、10年以内。ただし、特許権者の申請により、5年を超えない期間だけ特許庁がこれを延長することができる。工業意匠特許の存続期間の延長についての申請は、当該特許の存続期間の満了前に特許庁に提出しなければならない。

発明特許、実用新案特許、工業意匠特許の存続期間の延長に係る手続は、ベラルーシ共和国閣僚会議により決定される。ただし、ベラルーシ共和国大統領が別段に定めるところはこの限りでない。

特許の存続期間満了により又は第34条(1)1.1及び1.3に規定する理由による特許の早期終了により、発明、実用新案又は工業意匠に係る排他権が終了した後は、当該発明、実用新案又は工業意匠は公有となり、如何なる個人(自然人)又は法人も、使用する者が著作権法を遵守することを条件として、許可を必要とせず又は報酬を支払うことなく、自由に実施することができる。

(4) 第16条(6)に従い優先権を享受する分割出願において付与された特許に関して(3)にいう期間を算定するときは、当該出願の出願日は、原出願の出願日である。

(5) 発明又は実用新案に係る特許により付与される法的保護の範囲は、発明又は実用新案のクレームにより決定される。発明(実用新案)のクレームとは、その本質的な特徴の一揃いによる発明(実用新案)の論理的定義である。説明及び図は、発明(実用新案)の表現解釈のためにのみ使用される。

(6) 工業意匠に係る特許により付与される法的保護の範囲は、製品(ひな形、絵)の図示イメ

ージに反映されるその本質的な特徴の一揃いにより決定される。

(7) 所定の方法により秘密と分類された発明及び実用新案に対して法的保護を付与する手続並びに秘密の発明及び実用新案に係る出願を処理する手続は、ベラルーシ共和国閣僚会議により決定される。

第2条 発明に対して法的保護を付与する条件

(1) 本法は、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上利用可能な、製品又は方法に関する技術的解決手段及び何れかの分野における一定の目的での製品又は方法の実施に対して、法的保護を付与する。

本法の適用上、「製品」とは、人の作業の成果である物を意味し、「方法」とは、有形の手段を用いて有形の対象物と相互に関連する作用を及ぼす工程、技法又は方法を意味する。

発明は、それが先行技術の一部でないときは、新規である。

発明は、それが熟練者にとって明白に先行技術から派生したものでないときは、進歩性がある。

先行技術は、発明の優先日前に、世界で公になったすべての情報を含む。発明の新規性を決定するときは、先行技術には、他の者が発明及び実用新案特許のためにベラルーシ共和国において提出し、かつ、取り下げていない出願であって先の優先日を有するものすべて及びベラルーシ共和国において特許された発明及び実用新案が含まれる。

発明は、それが工業、農業、医療及びその他の活動分野において用いることができるときは、産業上の利用可能性がある。

発明に関する情報開示が、創作者、出願人又はそれらの者から直接的若しくは間接的に情報を入手した他の何人かにより行われ、発明の要旨に係る情報が公にされた場合において、発明に関する出願が当該情報開示の日から12月以内に特許庁に行われていたときは、当該情報開示は、当該発明の新規性を妨げる事情に当たるとは認められない。この場合、前記事実の挙証責任は、出願人が負う。

(2) 次のものは、発明とは認められない。

- ・ 発見、科学理論及び数学的方法
- ・ 製品の外観のみに関するものであって、審美的必要性を満たすことを目的とするもの
- ・ 精神活動の実行、ゲーム又は事業遂行のための計画、規則及び方法並びにコンピュータ用のプログラム
- ・ 情報の単なる提示

前記の対象及び活動は、発明に係る特許出願がそれらの対象及び活動自体にのみ関するものである場合は、本法に従う発明とはみなされない。

(3) 本法は、次のものには発明としての法的保護を付与しない。

- ・ 植物品種及び動物の繁殖
- ・ 集積回路のトポロジー

本法に従い、医療(予防医療、診断、治療、医学的リハビリテーション及び補綴)を提供する方法並びに公益又は人道主義上の原則及び道徳に反する発明は、特許性を有するとは認められない。

第3条 実用新案に対して法的保護を付与する条件

(1) 本法は、装置に関する技術的解決であって、新規であり、かつ、産業上の利用可能性があるものを、実用新案として法的保護を付与する。

実用新案は、その本質的な特徴の一揃いが技術水準の一部を形成しないときは、新規である。技術水準は、当該実用新案の優先日前に世界で公衆の利用に供されたとされる実用新案と同一の目的を有する装置についての何らかの情報及びベラルーシ共和国におけるその公然使用についての情報を含むものとする。実用新案の新規性を決定するときは、技術水準には、ベラルーシ共和国において発明及び実用新案に係る特許のために他人が行った出願であって先の優先日を有しかつ取り下げられていないものすべて並びにベラルーシ共和国において特許された発明及び実用新案が含まれる。

実用新案は、それが工業、農業、医療及びその他の活動分野において使用可能である場合は、産業上の利用可能性を有するものとする。

実用新案に関する情報開示が、創作者、出願人又はそれらの者から直接的又は間接的に情報を入手した者によってなされ、実用新案の要旨に係る情報が公衆に利用可能になっている場合は、当該開示は、実用新案の特許性を妨げる事情に当たるとはみとめられない。ただし、実用新案に係る特許出願（以下、別段の表示がない限り「実用新案出願」という）が情報開示日から12月以内に特許庁に対してなされることを条件とする。この場合、前記の事実の挙証責任は、出願人が負う。

(2) (1)に従う法的保護は、次のものには付与されない。

- ・製品の外観のみに関する解決であって、審美的必要性を満たすことを目的とするもの
- ・公益、人道上の原則又は道徳に反する解決

第4条 工業意匠に対して法的保護を付与する条件

(1) 本法は、製品の芸術的な又は芸術的及び工学的な解決であって、製品の外観を決定するもので、かつ、新規で独創的なものを、法的保護の付与対象である工業意匠として認める。この場合、製品とは、工業又は手工芸により生産される物品であるものとする。

工業意匠は、その優先日前に世界で公衆の利用に供されている情報から知り得ないときは、新規であると認められる。

工業意匠の新規性を決定するに際しては、ベラルーシ共和国において他人によりなされた工業意匠に係る特許のためになされたすべての先の出願であって取り下げられていないもの及びベラルーシ共和国において特許されている工業意匠を考慮するものとする。

工業意匠は、当該製品の外観の特定の特徴及びその相当部分の特徴が当該工業意匠の創作者（共同創作者）の創作的作業から得られたものである場合は、独創的なものとして認められる。工業意匠に関する情報開示が、創作者、出願人又はそれらの者から直接的又は間接的にこの情報を入手した他の何人かにより行われ、工業意匠の要旨に関する情報が公衆の利用に供された場合において、工業意匠に関する特許に係る出願（以下、別段の表示がなされない場合は「工業意匠出願」という）が当該情報開示の日から6月以内に特許庁に行われたときは、当該情報開示は、工業意匠の新規性に影響を及ぼす事情に当たるとは認められない。この場合、前記の事実の挙証責任は、出願人が負う。

(2) (1)に従う法的保護は、次のものには付与されない。

- ・もっぱら製品の技術的機能から導き出された解決

- ・ 公益，人道上の原則及び道徳に反する解決
- ・ 小規模建築部材を除く建造物（工業上，水力学上その他の据付構造物を含む）
- ・ 印刷物そのもの
- ・ 液体，気体，流体及び類似の物質から生じた不安定な形状の物

第2章 創作者及び特許所有者

第5条 発明，実用新案又は工業意匠の創作者

(1) 発明，実用新案及び工業意匠の創作者は，自らの創造的作業によりそれらを創作した個人(自然人)であるものとする。

出願において創作者として表示された者は，別段の証明がなされない限り，当該発明，実用新案，工業意匠の創作者であるものとみなされる。

(2) 発明，実用新案又は工業意匠が2人以上の個人(自然人)による共同の創造的作業により創作された場合は，それらの者は共同創作者と認められる。共同創作者に属する権利を享受する条件は，それらの者の間の合意によって決定される。

(3) 発明，実用新案又は工業意匠を創作することに個人的な創造的貢献をしていない個人(自然人)であって，創作者(又は共同創作者)に単に技術的，組織的若しくは物質的援助を提供した者又は単に発明，実用新案若しくは工業意匠の権利の登録及びその実施について援助した者は，共同創作者とは認められない。

第6条 特許所有者

(1) 特許の所有者とは，発明，実用新案又は工業意匠に係る特許が付与された者である。

(2) 特許を受ける権利は，次の者に属する。

- ・発明，実用新案又は工業意匠の創作者(又は共同創作者)
- ・本条(3)に規定される場合は，発明，実用新案又は工業意匠創作者の雇用者である個人(自然人)又は法人
 - ・契約に別段の定めがない限り，契約の履行過程で作成された発明，実用新案又は工業意匠に関する研究，開発又は技術作業を行う契約のクライアント
 - ・発明，実用新案又は工業意匠の登録前に，前記の者により特許を受ける権利を移転された1及び複数の個人(自然人)及び(又は)法人
 - ・本項において言及された者の承継人

(3) 従業者により創作された職務上の発明，実用新案及び工業意匠に係る特許を受ける権利は，従業者と使用者との間で締結された契約に別段の定めがない限り，使用者に属する。

発明，実用新案及び工業意匠は，それらが使用者の活動分野に関係している場合において，それらの創作をもたらすに至った活動が従業者の公式職務に関係するとき又は従業者が使用者から受けた具体的任務の遂行に関連してそれらが創作されたとき又はそれらの創作の過程で従業者が使用者の経験若しくは手段を利用したときは，職務上のものであるとみなされる。

発明，実用新案及び工業意匠を職務上創作した従業者は，そのことを書面により使用者に通知する義務を負う。創作された発明，実用新案及び工業意匠について従業者から通知を受けた日から3月以内に使用者が特許庁に出願せず，それらを秘密にしておくことについて又は特許を受ける権利を他人に移転することについて従業者に通知しなかった場合は，特許を受ける権利は従業者に移転する。この場合，使用者は，ライセンス契約により決定される条件に基づいて，当該発明，実用新案及び工業意匠を実施する権利を有する。

使用者が，職務上の発明，実用新案及び工業意匠に係る特許を取得し又はそれらを秘密にしておくか若しくは特許を受ける権利を他人に移転する決定を行い又は使用者が行った特許出願を使用者の理由で取得しない場合は，従業者は，報酬を受ける権利を有する。報酬は，従

業者と使用者との間の合意により定められる額及び条件に従って支払われる。
報酬額及び支払手続について当事者間で合意に至らなかった場合は、それに係る紛争は裁判所に提起される。報酬及び補償金支払の手続及び条件並びにそれらの最低額は、ベラルーシ共和国閣僚会議により決定される。契約により定めた報酬又は補償金の支払が遅延した場合は、当該遅延に対して使用者が法律に従って責任を負う。
従業者の発明、実用新案又は工業意匠に係る報酬又は補償金を受ける権利は、創作者(共同創作者)の相続人にのみ移転する。
労働契約の終了は、職務上の発明、実用新案及び工業意匠の創作に関連して生じる従業者及び使用者の権利及び義務に影響を及ぼさない。
職務上の発明、実用新案及び工業意匠の創作に関連して生じる他の関係は、法令により規制される。

第3章 発明，実用新案又は工業意匠に係る権利

第7条 創作者権

- (1) 発明，実用新案又は工業意匠の創作者は人格権及びそれに関係する財産権を有する。
- (2) 創作者権(創作者として認められる権利)は，人格権であり，如何なる制限もなしに保護される。創作者権は，譲渡できず，移転することもできない。

第8条 特許所有者の権利及び義務

- (1) 発明，実用新案又は工業意匠に係る排他権は，特許所有者に帰属する。
発明，実用新案又は工業意匠に係る排他権には，他人の権利を侵さないことを条件として，発明，実用新案又は工業意匠を特許所有者の裁量で実施する権利が含まれ，さらに，他人による発明，実用新案又は工業意匠の実施を許可する権利又は禁じる権利が含まれる。
- (2) 特許所有者は，特許付与に関する情報が公報に公告された日から始まる特許存続期間中に，発明，実用新案又は工業意匠に係る排他権を行使することができる。
- (3) 特許所有者は，特許により付与された権利を行使するに際し，他人の権利，社会及び国家の利益を損なってはならない。

第9条 特許所有者の排他権の侵害

第36条(1)から(3)までに規定する行為のうちの何れかを実行することによる特許所有者の許可を得ない発明，実用新案又は工業意匠の実施は，第10条，第35条及び第39条に規定する場合を除き，特許所有者の排他権を侵害するものとみなす。

第10条 特許所有者の排他権の侵害とは認められない行為

次の行為は，特許所有者の排他権の侵害とは認められない。

- ・特許により保護された発明，実用新案又は工業意匠が使用されている手段を，他国の輸送手段(海上，河川，航空，道路及び宇宙)の構築又は開発に適用すること。ただし，前述した輸送手段が，ベラルーシ共和国の領域内に一時的又は偶然に入り，かつ，適切な輸送手段の必要性のために使用されることを条件とする。当該輸送手段がベラルーシ共和国の国民及び法人に同一の権利を付与している国の国民又は法人に帰属するときは，当該行為は，特許所有者の排他権の侵害とは認められない。
- ・発明若しくは実用新案が使用されている製品若しくは方法に関する科学的研究を行うこと又は工業意匠が使用されている物品に関する科学的研究を行うこと又は当該製品，方法若しくは物品に関する実験を行うこと
- ・発明を含む医薬物質の前臨床試験若しくは臨床試験を行うこと又は当該医薬物質に関する実験を行うこと
- ・発明を含む殺虫剤若しくは農薬に関する研究を行うこと又は国家登録の目的で当該殺虫剤若しくは農薬に関する実験を行うこと
- ・発明，実用新案又は工業意匠を緊急事態(自然災害，大災害，事故，伝染病，動物伝染病など)において実施すること。この場合，特許所有者には，できる限り速やかに通知され，妥当な補償金が支払われる。
- ・個人(自然人)，家族，家庭での必要性又は事業活動に関連しない他の必要性のために，発

明， 実用新案又は工業意匠を実施すること。ただし， その使用目的が利益又は収入を得ることではないこととする。

- ・ 医師の処方を受け， 薬局において， 特許により保護された発明を適用した薬剤を， 一度限り調合すること
- ・ 特許により保護された発明， 実用新案又は工業意匠を含み， ベラルーシ共和国内で特許所有者の権利を侵害することなく民間で流通している製品又は物品の使用， 輸入， 販売の申出， 販売をすること又はこれらの目的での所持をすること

第 11 条 特許を受ける権利の移転及び譲渡：発明， 実用新案又は工業意匠に係る排他権の移転， 譲渡及び他の処分

(1) 特許を受ける権利及び発明， 実用新案又は工業意匠に係る排他権は， 相続することができるか又は包括承継により取得することができる。

(2) 第 6 条(2)に規定する者は， 契約に基づいて特許を受ける権利を移転することができる。特許を受ける権利の移転に関する契約は， 書面により締結され， そうでない場合は無効とみなす。

(3) 特許所有者は， 発明， 実用新案又は工業意匠に係る排他権の譲渡に関する契約に基づいて， 発明， 実用新案又は工業意匠に係る排他権を譲渡することができ， ライセンス許諾契約に基づいて， 発明， 実用新案又は工業意匠を実施する権利を付与することができ， さらに， 別の種類の契約を締結することにより， 発明， 実用新案又は工業意匠に係る排他権を処分することができる。

(4) 特許権は， 質権の対象とすることができる。

(5) ライセンス許諾契約， 発明， 実用新案又は工業意匠に係る排他権の譲渡に関する契約及び当該契約の訂正並びにベラルーシ共和国閣僚会議が発令する法律及び規則により規定されている場合は， 発明， 実用新案又は工業意匠に係る排他権の処分を規定する他の契約及び当該契約の訂正は， 法律により定められた手続に従って， 特許庁に登録される。

本項に規定する契約及び当該契約の訂正は， 特許庁へのそれらの登録日から効力を生じるものとする。ただし， 当該契約又は当該契約の訂正においてその後の効力発生日が規定されている場合は， この限りでない。

(6) 契約及び当該契約の訂正が(5)第 1 段に基づいて要求されているとおりに登録されない場合は， 当該契約及び当該契約の訂正は無効となる。

第4章 特許の取得

第12条 特許出願

(1) 出願は、本法に基づいて特許を受ける権利を有する者(以下「出願人」という)が特許庁に対して行う。出願人は、特許庁に登録された特許弁護士を通じて特許庁に出願する権利を有する。

特許庁とのやりとりは、出願人若しくは出願人のうちの1人(共同代理人)により又は特許庁に登録された特許弁護士を通じて行うことができる。

外国に恒久的な宛先又は永住許可を有する出願人は、特許庁からの要求があったときは、ベラルーシ共和国領域内の通信宛先を提供しなければならない。

(2) 特許弁護士を通じて行われる出願又はすべての手続が共同代理人により行われる出願には、出願人が提供する委任状を添付しなければならない。

(3) 出願書類の要件並びに出願審査及び審査結果に基づいて下す決定の手続は、ベラルーシ共和国閣僚会議により決定される。

第13条 特許出願

(1) 特許出願は、1 発明又は単一の発明概念を形成するよう関係付けられた一群の発明に関するものとする(発明の単一性の要件)。

(2) 特許出願は、次のものを含まなければならない。

2.1. 特許付与を求める願書。これには、発明の創作者(共同創作者)及び特許付与を求める者並びにこれらの者の住所又は所在地を記載する。

2.2. 発明について、それを実施することができるよう十分詳細に開示した説明

2.3. 発明について、その要旨を明確、正確に表現し、かつ、説明により完全に裏付けられたクレーム

2.4. 発明の要旨を理解するのに必要な場合は、図面

2.5. 要約

(3) 特許庁に対する発明出願の出願日は、第16条(1)に従い優先権を確立するのに必要な書類の受領日に従って、また、書類が一度に提出されなかったときは、最後の書類の受領日に従って決定される。

(4) 所定の金額の特許手数料の納付若しくは特許手数料の納付免除を確認する書類又は特許手数料の部分的納付を確認する書類であって手数料の金額を減じる理由が存在する旨を確認する書類を同時に伴うものを、発明出願と共に又は当該出願を特許庁が受領した日から2月以内に提出するものとする。所定の期限内に前記の書類を提示しない場合は、当該発明出願の受理の拒絶について決定を下し、5日以内に出願人に通知する。

第14条 実用新案特許の出願

(1) 実用新案特許の付与を求める出願は、1 実用新案又は単一の創造概念を形成するよう関係付けられた一群の実用新案に関するものとする(実用新案の単一性の要件)。

(2) 実用新案出願は、次のものを含まなければならない。

2.1. 特許付与を求める願書。これには、実用新案の創作者(共同創作者)及び特許付与を求める者並びにこれらの者の住所又は所在地を記載する。

- 2.2. 実用新案について、それを実施することができるよう十分詳細に開示した説明
- 2.3. 実用新案について、その要旨を明確、正確に表現し、かつ、説明により完全に裏付けられたクレーム
- 2.4. 実用新案の要旨を理解するのに必要な場合は、図面
- 2.5. 要約

(3) 実用新案出願の出願日は、特許庁が第16条(1)に従い優先権を確立するのに必要な書類を受領した日に従って、また、前記書類が同一日に提出されなかったときは、最後の書類を受領した日に従って決定される。

(4) 所定の金額の特許手数料の納付若しくは特許手数料の納付免除を確認する書類又は特許手数料の部分的納付を確認する書類であって手数料の金額を減じる理由が存在する旨を確認する書類を同時に伴うものを、実用新案出願と共に又は当該出願を特許庁が受領した日から2月以内に提出するものとする。所定の期限内に前記の書類を提示しない場合は、当該実用新案出願の受理の拒絶について決定を下し、5日以内に出願人に通知する。

第15条 工業意匠出願

(1) 工業意匠出願は、1意匠又は1968年10月8日のロカルノ協定により定められた国際分類の1類に属する意匠のグループに係るものでなければならない(意匠の単一性の要件)。

(2) 工業意匠出願は、次のものを含まなければならない。

2.1. 特許付与に係る願書。これには、工業意匠の創作者(共同創作者)及び特許を求める者を代理する者及びそれらの者の居所又は滞在地を表示する。

2.2. 製品外観及びその美的特徴(形態及び形状、パターン及び色彩の結合など)の全体的な詳細な開示内容を構成する1組の画像

(3) 特許庁に対する工業意匠出願の日は、第16条(2)に従って優先権を決定する上で必要な書類の受領日に従って決定するものとし、かつ、当該書類が一度に提出されなかった場合は、最後の書類の受領日に従って決定する。

(4) 所定の額の特許手数料納付若しくは特許手数料の納付免除を確認する書類又は特許手数料の部分的納付を確認する書類であって手数料減額の理由が存在することを確認する書類を、工業意匠出願と共に又は特許庁による当該出願の受領日から2月以内に提出するものとする。当該書類を所定の期限内に提示しなかった場合は、当該工業意匠出願の受理拒絶についての決定を下し、5日以内に出願人に通知する。

第16条 発明、実用新案及び工業意匠の優先権

(1) 発明及び実用新案の優先権は、特許付与を求める願書、説明、クレーム又は説明で引用されている場合は図面を含む出願書類を特許庁に提出した日に決定される。

(2) 工業意匠の優先権は、特許付与を求める願書、製品の1組の図形表示及び工業意匠の説明を含む出願書類を特許庁に提出した日に決定される。

(3) 優先権は、最初の出願が1883年3月20日に署名された工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国に出願された日に基づいて決定することができる(条約上の優先権)。ただし、発明又は実用新案に係る出願の場合は最初の出願の出願日から12月以内、工業意匠に係る出願の場合は最初の出願の出願日から6月以内に、特許庁に対して出願されていることを条件とする。出願人の責めに帰することができない理由により、指定期間内に条約上の優先権出

願を行うことができなかつた場合は、特許庁は当該期間を延長することができるが、2月を超えて延長してはならない。

発明出願に関して条約優先権を利用しようとする出願人は、発明出願を行う時に又は当該出願を特許庁が受領した日から2月以内にそのことを示さなければならず、かつ、最初の出願の出願日から16月以内に最初の出願の認証謄本を提示しなければならない。前記の期限の不遵守の場合は、期限の到来前に出願人が行った申請に基づいて、優先権を回復することができる。ただし、最初の出願の出願日から14月以内に特許庁に提示することを条件とする。

実用新案又は工業意匠の出願に関して条約優先権を利用しようとする出願人は、実用新案又は工業意匠の出願を行う時に又は実用新案若しくは工業意匠の出願を特許庁が受領した日から2月以内にそのことを示さなければならない。

(4) 優先権は、追加書類を特許庁に提出した日に決定することができるが、当該追加書類が、クレームされた発明、実用新案又は工業意匠の要旨を変更するものとして考慮されない旨の通知を特許庁から出願人に送達した日から4月以内に、出願人により提出され、かつ、追加書類の提出対象であった出願が当該提出日において拒絶されておらず又は取り下げられていないことを条件とする。

(5) 優先権は、同一の出願人による先の出願であって、発明、実用新案又は工業意匠の要旨を開示し、かつ、当該優先権を主張する出願の出願日において拒絶されておらず、取り下げられていない場合、特許庁に対する出願日に決定する。ただし、当該出願が、発明に係る先の出願の出願日後12月以内に、また、実用新案又は工業意匠に係る先の出願の出願日後6月以内になされることを条件とする。前記優先権請求を伴う出願の場合は、先の出願は取り下げられたものとみなされ、5日以内に出願人に通知する。

優先権は、当該出願の出願日に先の出願において優先権が既に主張されている場合は認められない。

(6) 分割出願における発明、実用新案又は工業意匠の優先権は、同一出願人がその要旨を開示した最初の出願の特許庁に対する出願日に又は当該最初の出願について先の優先権を確立する権利が存在するときは、当該優先権の日付に決定される。ただし、分割出願の出願日において、最初の出願が拒絶されておらず、取り下げられていないこと及び当該分割出願が、特許付与の拒絶決定に係る審判請求期間の満了前になされ、また、最初の出願に基づく特許付与の決定の場合は、第28条に従う発明、実用新案若しくは工業意匠の登録日前になされることを条件とする。

本法の適用上、「分割」出願とは、最初の出願が発明、実用新案又は工業意匠の単一性の要件に適合しなかつた場合に、当該最初の出願から分割することができる出願をいう。最初の出願の出願人はまた、次の場合は分割発明特許出願もすることができる。

- ・ある発明が出願時にクレームに含まれていなかったが、説明において開示されていた場合。
- ・1の特許を求めて一群の発明がクレームされたが、出願人が各発明についての特許取得を決定した場合。

(7) 発明、実用新案又は工業意匠の優先権は、当該各出願が(3)から(6)までに規定された条件を満たす場合は、複数の先の出願又はそれに対する追加資料に基づいて決定することができる。

(8) 出願の審査にあたり、異なる出願人が、同一の発明及び／若しくは実用新案に係る出願

又は同一の工業意匠に係る出願を同一の優先日に行ったことが明らかになった場合は、出願人の間で合意された出願に対して特許が付与される。出願人は、特許庁からの対応する通知書を受領してから 2 月以内に、合意について特許庁に通知しなければならない。出願人が合意に達することができない場合は、関連する出願に対する特許付与を拒絶する決定が下され、5 日以内に当該決定について出願人に通知される。

特許が付与されたときは、同一の発明、実用新案又は工業意匠のすべての創作者が共同創作者として掲載される。

同一の発明及び／若しくは実用新案に係る出願又は同一の工業意匠に係る出願が同一の出願人により行われ、かつ、同一の優先日を有する場合は、出願人が選択する 1 の出願に対してのみ特許が付与される。

第 17 条 出願の補正

(1) 出願人は、発明出願に基づいて特許を付与するか又は拒絶するかについて特許庁が決定を下す前は、発明出願に係る資料に、クレームされた発明、実用新案又は工業意匠の要旨を変更しない補正及び明確化を行う権利を有する。

追加資料は、それらが発明又は実用新案の最初の明細書に存在しなかった発明又は実用新案の特徴であってクレームに含めることになっているものを含む場合は、クレームされている発明又は実用新案の要旨を変更するものである。

追加資料は、それが最初の画像における製品の外観を変更する場合は、クレームされた工業意匠の要旨を変更するものである。

(2) 特許を受ける権利の移転若しくは譲渡時の出願人に関する情報の変更又は譲渡の結果、出願人及び／若しくは創作者の姓、名若しくは父称(ある場合)、出願人が法人である場合は出願人の名称及び／若しくは出願人及び／若しくは創作者の居所(滞在場所)若しくは所在地に生じた変更並びに出願書類の明白かつ技術的な過誤の補正は、発明、実用新案又は工業意匠の登録日まで行うことができる。

第 18 条 発明出願の審査

(1) 発明出願の審査は、本法及びベラルーシ共和国閣僚会議の決議に従って、特許庁により実施される。発明出願の審査は、予備審査及び実体審査を含む。

(2) 出願人が出願に関する追加資料を提出した場合は、それらがクレームされた発明の要旨を変更するものであるか否かが確認される。

追加資料のうちクレームされた発明の要旨を変更する部分は、出願の検討において考慮されず、出願人は、それらを別出願として提出することができる。

(3) 発明出願が発明の単一性の要件に違反して行われた場合は、特許庁は、出願人に対し、関連する通知の送達日から 3 月以内に、何れの発明を検討するべきかを伝えるよう、かつ、必要な場合は、発明出願文書を明確化するよう申し渡す。

出願人が、発明の単一性の要件の違反に関する特許庁の通知の送達日から 3 月以内に、何れの発明を検討するべきかについて伝えず、かつ、明確化の書類も提示しない場合は、審査は、クレームにおいて最初に記載された発明について行うものとする。

(4) 発明に係る出願は、発明の登録の日以前に、出願人がこれを取り下げることができる。

第 19 条 発明出願の予備審査

- (1) 発明出願の予備審査(以降では予備審査と称す)は、特許庁による出願受領の日から 3 月以内に行われる。
- (2) 予備審査の過程で、出願に含まれる書類の存在、書類に係る所定の要件及び表示された解決策が発明と認められる対象に関係しているか否かの問題が点検される。
- (3) 特許庁は、予備審査の結果として下した決定及び第 16 条に従う出願日について、当該決定が下された日から 5 就業日以内に書面により出願人に通知する。
- (4) 予備審査の過程で、クレームされた発明が本法に従って発明とみなされない対象に関係していると判明した場合は、特許の付与を拒絶する決定が下され、5 日以内に出願人に通知される。
- (5) 提出された書類又はそれに含まれる情報が所定の要件に合致しない場合は、特許庁は、出願人に質問書を発出し、質問書の受領日から 3 月以内に適正に作成した資料を提出するよう提案するものとする。この期限は、当該申請が期限の到来前に届いたことを条件として、出願人の申請に基づいて 3 月を超えない期間だけ延期することができる。
出願人が所要の書類又は所定の期限の延期についての申請を提示しなかった場合は、発明特許の付与拒絶に係る決定を下すものとし、出願人はそのことについて 5 日以内通知される。

第 20 条 発明出願に係る情報の公開

- (1) 予備審査を無事に通った発明に係る出願に関する情報は、当該出願の出願日から又は優先権が主張されている場合は最先の優先日から 18 月の経過後に、公報に公開される。公開される情報には、クレームのほか、知的所有権保護分野における国の政策を実行し、規制及び管理を行う共和国の行政機関が定める他の事項が含まれるものとする。
- (2) 特許庁は、(1)に定められた期限の到来前は、出願人の申請に基づいて発明出願についての情報を公開することができる。
- (3) 発明に関する情報の公開後は、何人も、特許庁内にある出願資料を閲覧する権利を有する。
- (4) 出願が、公開期限前に取り下げられ若しくは部分的に取り下げられたか又は特許付与が決定され若しくは当該特許がベラルーシ共和国の国家発明登録簿に登録されたか又は特許付与を拒絶する最終決定が下され、それに対する審判請求の可能性が制限されている場合は、発明出願に関する情報は公開されない。
- (5) 発明の創作者は、自己が出願人でないときは、発明出願について公開される情報において創作者として記載されることを拒絶する権利を有する。

第 21 条 発明出願の実体審査

- (1) 発明に係る出願を行う際又は特許庁への発明に係る出願の出願日から 3 年以内は、出願人又は何れの利害関係人も、発明に係る出願の実体的特許審査(以下「実体審査」という)を行うことについて、特許庁に請求することができる。前述した期間内に実体審査の実施に関する請求書が受領されなかった場合は、発明に係る特許付与の拒絶についての決定が下され、その旨が 5 日以内に出願人に通知される。
当初の出願の出願日から 3 年の期間経過後に発明について分割出願を行う際は、実体審査請求書は、分割出願と同時に又は特許庁が当該出願書類を受領した日から 2 月以内に、特許庁

に提出しなければならない。実体審査請求書が指定期間内に受領されなかった場合は、特許付与を拒絶する決定が下され、5日以内に当該決定について出願人に通知される。

(2) 実体審査の過程において、発明の特許性が確認されかつ発明の優先権が決定される。

(3) 実体審査実施期間中に、第13条(2)に従って提示された書類に含まれる情報が所定の要件を満たしていない場合は、特許庁は、発明クレームの変更を含め、書類を適正に作成するよう出願人に要求することができる。

出願人は、特許庁からの前記要求の送達日から2月以内は、自己の発明出願の実体審査の過程で異議が出された資料の写しについて特許庁に照会することができる。

特許庁が要求した適正な方法で作成される追加資料は、当該要求又は発明出願について異議が出された資料の写しの出願人への送達日から3月以内に、発明の要旨を変更することのない形で提示されなければならない。この期間は、出願人の申請に基づいて12月以内に限り延長することができる。ただし、当該申請が3月の期間の満了前に届いたことを条件とする。出願人が前記の期間内に、適正に作成された書類又は特許庁の要求に対する応答を提示する期間の延長に関する申請を提示しなかった場合は、特許付与の拒絶に係る決定を下すものとする。

出願人により適正に作成された書類のうちクレームされた発明の要旨を変更する部分は、発明出願処理手続の際に考慮されないものとし、出願人にはその旨が通知される。

(4) 実体審査を実施した結果、出願人が提示した発明のクレームに示されている発明が特許性の条件を満たすことが確認された場合は、特許庁は、当該クレームに関して及び決定された優先権を表示して、特許付与について決定を下す。

特許付与の決定は、出願人に送付され、発明の登録及び特許情報の公告に進むためには、出願人が、当該特許付与の決定が送達された日から3月以内に、特許付与の決定において引用されたクレームに沿って調整されるべき発明の明細書、要約及び(必要な場合は)図面を特許庁に提出しなければならない旨を出願人に通知する。

実体審査にあたり、出願人が同一の発明に関して複数の出願を行ったことが確認された場合は、特許は、発明に係る出願のうちで最先の優先権を有するもののみ付与される。

(5) 特許庁が、クレーム中で出願人により示された通りのクレームされた発明が特許性の要件に適合していないと認める場合は、特許庁は、特許付与の拒絶を決定する。

出願人が、自ら提議したクレームは特許性の条件に適合するが、最初の発明の説明(クレーム)に存在しなかった特徴を含む旨を通知された後に当該クレームを変更しなかった場合にもまた、特許付与を拒絶する決定が下される。

(6) 特許庁は、実体審査の結果として下した決定及び発明の優先日について、当該決定を下した日から5就業日以内に出願人に書面で通知する。

(7) 出願人は、発明出願についての決定の送達の日から2月以内に、実体審査の結果として自己の発明出願に対立する資料の写しを請求する権利を有する。

(8) 特許付与の決定については、第16条(3)から(6)までに従い先の優先権を享受する発明出願又は実用新案出願がされた場合及び同一優先権を享受する同一の発明又は実用新案に係る出願又は付与された特許があった場合は、当該発明の登録前に、特許庁はこれを見直すことができる。

(9) 特許庁は、実体審査の結果として下された決定については、それが本法により確立された発明出願の検討条件に違反して下されたときは、これを見直すことができる。特許付与の

決定については、当該発明がベラルーシ共和国の国家発明登録簿に登録される前にこれを見直すことができる。

(10) 特許付与を拒絶する特許庁の決定に不服がある場合は、出願人は、当該決定を受領した日又はその者がその旨請求しているときは自己の出願に対立する資料の写しを送達した日から4月以内に、再審査の申請を提出する権利を有する。

(11) 再審査は、出願人の申請が特許庁において受領された日から6月以内に行われる。

第22条 仮の法的保護

(1) クレームされた発明は、発明出願に係る情報の公開日から特許に係る情報の公告日まで、公開された発明のクレームの限度内で仮の法的保護が付与される。

(2) 出願がなされた発明を仮の法的保護期間中に実施する個人(自然人)又は法人は、発明特許が付与された後に、特許所有者に対して補償金を支払う。当該補償金の額及びその支払条件は、当事者間の合意により、また係争の場合は裁判手続きにより決定される。

(3) 出願が取り下げられ若しくは取り下げられたとみなされたとき又は特許付与を拒絶する決定が下されたときは、仮の法的保護は生じなかったとみなされる。

第23条 実用新案出願の審査

(1) 実用新案出願の審査は、特許庁により、本法及びベラルーシ共和国閣僚会議の決議に従い実施される。

(2) 実用新案出願の審査においては、出願された実用新案の、本法により規定された特許性の条件に対する適合性の検証は行われない。

(3) 実用新案出願の審査過程で、必要な書類の存在、それらに対する所定の要件の遵守が検証され、かつ、出願されたものが実用新案の対象に関するものであるか否かが検討され、優先権が確定する。

(4) 実用新案出願の審査は、出願が特許庁において受領された日から3月以内実施される。

(5) 実用新案出願の審査の結果、出願が実用新案の対象と関係のないものと判明したときは、特許庁は、特許付与を拒絶する決定を下し、出願人に5日以内に通知する。

(6) 提出された書類又はそれに含まれる情報が所定の要件を満たさない場合は、特許庁は質問書を出願人に発出し、その中で、同書の送達日から3月の期間内に、適正に作成した書類又は欠けていた書類を提出するよう提案するものとする。この期間は、出願人の申請に基づいて12月以内に限り延長することができる。ただし、申請が当該期間の満了前に届いたことを条件とする。

出願人が所要の書類又は所定の期間の延長を求める申請を提出しなかった場合は、特許の付与拒絶について決定を下し、出願人に5日以内に通知する。

(7) 実用新案出願に基づいて出願人が追加書類を提出した場合は、審査の過程で、それらの書類が出願された実用新案の要旨を変更するものであるか否かが検証される。

(8) 追加資料のうち出願された実用新案の要旨を変更する部分は、審査において考慮されず、出願人は、これを独立出願として出願することができる。

(9) 出願が実用新案の単一性の要件に適合していない場合は、出願人は、3月以内に、何れの事項を審査すべきかを知らせ、かつ、関連する説明、クレーム及び図面を明示するよう求められる。

実用新案の単一性要件の不遵守の通知の送達後 3 月以内に、出願人が、何れの事項を審査すべきかを知らせず、また、明確化する書類を提出しなかった場合は、当該出願は、拒絶され、出願人に 5 日以内に通知される。

(10) 実用新案の新規性評価の基準となる技術水準を決定するために、出願人又は利害関係人は、実用新案出願に基づく情報調査を実施するよう申請する権利を有する。情報調査の条件及び入手した情報の呈示については、ベラルーシ共和国閣僚会議がこれを決定する。

(11) 実用新案出願の審査の結果、出願が実用新案の対象に関係する事項についてなされ、かつ、その書類が正しく登録されていることが確認された場合は、特許庁は、特許付与の決定を下す。

(12) 特許庁は、出願人に対して、実用新案出願の専門的審査の結果に従って下された決定及び第 16 条に従った実用新案の優先権についての通知書を当該決定の日から 5 就業日以内に送付する。

(13) 出願人は、実用新案の登録前に、その出願を取り下げる権利を有する。

第 24 条 工業意匠出願の審査

(1) 工業意匠出願の専門的審査は、本法及びベラルーシ共和国閣僚会議の決議に従って、特許庁により実施される。

(2) 工業意匠出願の審査においては、出願された工業意匠の、本法により規定された特許性の条件への適合性の検証は行われない。

(3) 工業意匠出願の審査過程においては、必要な書類の存在、それらに対する所定の要件の遵守及び出願された事項が工業意匠として保護される対象に関係するものであるか否かの問題が検討され、優先権が確定する。

(4) 工業意匠出願の審査は、出願が特許庁において受領された日から 3 月以内に実施される。

(5) 工業意匠出願の審査の結果、出願が工業意匠として保護される対象に関係しないと判断した場合は、特許庁は、特許付与を拒絶する決定を下し、出願人に 5 日以内に通知される。

(6) 提出された書類又はそれに含まれる情報に所定の要件を満たさないものが含まれる場合は、特許庁は、出願人に質問書を発出し、当該質問書の送達日から 3 月の期間内に適正に作成された書類又は欠けている書類を提出するよう提案するものとする。出願人の申請に基づいて、この期間は、12 月を超えないで延長することができる。ただし、申請がこの期間の満了前に届いたことを条件とする。

出願人が要求された書類又は所定の期間の延長を求める申請を提示しなかった場合は、特許付与の拒絶について決定を下すものとし、出願人はその旨を 5 日以内に通知される。

(7) 工業意匠出願の専門的審査の過程において、出願人により提出された追加資料であって先に提出された製品の外観の画像を変更するものは、考慮されない。出願人は、かかる資料を独立の工業意匠出願として扱う形式をとることができる。

(8) 工業意匠出願が単一性の要件に反してなされている場合は、出願人は、3 月以内に、何れの工業意匠を審査すべきかを知らせ、かつ、関係する書類を明示するよう要請される。

出願人が、工業意匠の単一性要件の不遵守の通知を特許庁から送達した日後 3 月以内に、何れの工業意匠を審査すべきか知らせず、また、明示する書類を提出しなかったときは、当該出願は、拒絶され、出願人に 5 日以内に通知される。

(9) 工業意匠出願の審査の結果、出願が工業意匠として保護される対象に関係すること及び

出願書類が所定の要件に適合していることが確認された場合は、特許庁は、特許付与の決定を下す。

(10) 特許庁は、工業意匠出願の審査の結果下された決定について及び工業意匠の優先権が第16条に従い確定された旨について、当該決定の下された日から5就業日以内に、出願人に書面で通知する。

(11) 出願人は、工業意匠の登録前に、その出願を取り下げる権利を有する。

第25条 出願審査の結果についての決定に対する審判請求

(1) 予備的又は専門的実体審査の結果に関する特許庁の決定及び実用新案又は工業意匠出願の出願人は、専門的審査の結果に関する決定に不服があるときは、特許庁の審判部（以下、「審判部」という）及び／又は裁判所に目的の説明を付した審判請求をする権利を有する。

(2) 出願人は、特許庁による関係する決定書又は特許庁に請求した自己の発明に係る出願に異議を唱える資料の写しの受領日から1年以内に、審判請求書を審判部又は裁判所に提出する。

審判部は、審判請求書を受領の日から1月以内に審理しなければならない。審判請求書提出及び審判部による審判請求審理の手続は、ベラルーシ共和国閣僚会議により決定される。

(3) 出願人は、審判部の決定に対して、それを受領した日から6月以内は裁判所に上訴することができる。

第26条 発明及び実用新案に係る出願の変更

(1) 出願人は、発明出願についての情報の公開前で、発明特許付与に係る決定の送達日以前においては、特許庁に関連する請求を提出することにより、前記出願を実用新案出願に変更することができる。

実用新案出願の発明出願への変更は、実用新案の特許付与の決定日の前に、また特許の付与拒絶に係る決定が下った場合はかかる決定について審判請求を行う期限の満了前に、これを行うことができる。

(2) 発明出願の実用新案出願への変更の際は発明出願の優先権及び出願日が、また、実用新案の発明出願への変更の際は実用新案出願の優先権及び出願日が維持される（最初の出願の優先権及び出願日の維持）。

実用新案に関して条約優先権が主張された場合における実用新案出願の発明出願への変更の際は、出願人は、変更に係る請求の提出日から3月以内に、1883年3月20日の工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国において出願された最初の実用新案出願の写しを提示しなければならない。

第27条 遵守されなかった期限の更新

(1) 第19条(5)、第21条(1)、(3)、(4)及び(10)並びに第25条(2)に規定される期限を出願人が遵守しなかった場合は、特許庁は、出願人が所定の額の手数料を納付し、かつ、自己の不遵守を正当化する理由が存在することを条件として、これを更新することができる。

(2) 出願人は、対応する期限の満了日から12月以内に、また、第21条(1)第2段及び(4)第2段に規定する期限の場合は、当該期限の満了日から6月以内に、期限の更新申請書を特許庁に提出することができる。

(3) 出願人の申請に基づいて第 19 条(5)及び第 21 条(1), (3)及び(4)に規定する期限を更新する際は、特許庁は、先に下した拒絶に係る決定を取り消し、出願人に 5 日以内に通知する。

第 28 条 発明、実用新案及び工業意匠の登録

(1) 特許付与の決定に基づき、かつ、所定の特許料の納付を証明する書類が提出されていることを条件として、また、発明の場合は、第 21 条(4)第 2 段に規定する書類も提出されていることを条件として、特許庁は、当該書類の提出日から 1 月以内に、発明を国家発明登録簿、実用新案を国家実用新案登録簿又は工業意匠を国家工業意匠登録簿(以下これらの登録簿を「国家登録簿」という)に登録する。国家登録簿の保管手続並びにそこに登録される発明、実用新案及び工業意匠に関する情報の範囲は、知的所有権保護分野における国の政策を実行し、規制及び管理を行う共和国の行政機関により決定される。発明、実用新案及び工業意匠の登録に関する情報並びに当該情報の変更は、国家登録簿に登録される。

(2) 国家登録簿に変更を記入するに際しては、特許所有者は、その旨の申請を提出すると同時に、特許庁に当該変更の記入理由を確認する書類を特許庁に提出しなければならない。

(3) 特許庁は、自発的に又は特許所有者の請求により、国家登録簿における発明、実用新案又は工業意匠の登録に関する記入の文法的、印刷上の又は他の明白な誤記を訂正することができる。

(4) 発明、実用新案又は工業意匠の登録及び特許付与について所定の特許料の納付を証明する書類が提出されていない場合、また、発明の場合において、第 21 条(4)第 2 段に規定する書類も提出されていない場合は、当該発明、実用新案又は工業意匠の該当する国家登録簿への登録及び特許付与は行われず、先の特許付与決定の取消しを表示して、対応する出願に係る特許付与を拒絶する決定が下され、5 日以内に出願人に通知される。

第 29 条 特許に関する情報の公告

(1) 特許庁は、発明特許、実用新案特許又は工業意匠特許に関する情報を、対応する発明、実用新案又は工業意匠が該当する国家登録簿に登録されてから 3 月以内に、公報に公告する。公告される情報の範囲は、知的所有権保護分野における国の政策を実行し、規制及び管理を行う共和国の行政機関により決定される。

(2) 国家登録簿に記入されるすべての変更もまた、特許庁の公報により公告される。

第 30 条 特許証の発行

(1) 特許所有者への特許証の発行は、発明特許、実用新案特許又は工業意匠特許に関する情報が公告された後 5 日以内に、特許庁がこれを行う。

(2) 複数の者が特許を受ける権利を有するときは、1 の特許証がすべての特許所有者を表示してそれらの者に交付される。

(3) 同一の出願人による発明及び実用新案に係る出願の優先日が同一である場合において、これらの出願の一方に特許が付与された後は、他方の出願に対する特許付与は、先に特許が付与された特許の所有者が同一の発明又は同一の実用新案に関してその効力の終了を求める請求を特許庁に提出したことを条件としてのみ可能であるものとする。同一の発明又は同一の実用新案について先に付与された特許の効果は、他方の出願に係る特許の付与に関する情報の公告日に終了する。発明又は実用新案の出願に対する特許付与についての情報及び同一

の発明又は実用新案に関して先に付与された特許の効果の終了についての情報は、同時に公告されるものとする。

第 32 条 外国での特許取得

(1) ベラルーシ共和国の領域内に恒久的居所(滞在場所)を有する個人(自然人)及びベラルーシ共和国の法人は、外国において発明、実用新案及び工業意匠の特許を求める権利を有する。

(2) 出願人は、外国で発明、実用新案の出願を行う前に、当該出願をベラルーシ共和国で行い、発明及び実用新案の特許を外国で受ける意図を特許庁に通知しなければならない。

当該出願を行って日から 3 月以内に特許庁の禁止措置が出されなかった場合は、当該出願を外国で行うことができる。

外国における発明、実用新案の出願は、前記の期限前に行うこともできるが、ベラルーシ共和国閣僚会議が定めた命令に基づいて行われるベラルーシ共和国の安全保障に害を及ぼす虞がある情報開示の可能性に関する出願の検査が終了した後に限る。

ベラルーシ共和国の安全保障に害を及ぼす虞がある情報開示を伴う発明及び実用新案は、法令に定められた方法により機密扱いにされなければならない。かつ、外国において特許を受けることはできない。

(3) 外国での発明特許、実用新案特許又は工業意匠特許を取得することに関する費用は、出願人又はその合意に基づく他の個人(自然人)若しくは法人に賦課される。

(4) ベラルーシ共和国の条約に従って特許を取得する出願は、それら条約の規定に従う別段の規定がない限り、直接特許庁に対して行う。

第5章 特許の効力の終了及び回復

第33条 特許無効の承認

(1) 発明、実用新案又は工業意匠の特許は、その効力の全存続期間を通じて、次の場合は、全部又は一部を無効と認めることができる。

1.1. 保護された発明、実用新案又は工業意匠が、本法において規定された特許性の条件を満たしていない場合。

1.2. 保護された発明又は実用新案のクレームに、最初の出願における説明(クレーム)になかった特徴が存在する場合。

1.3. 特許において創作者(共同創作者)又は特許所有者の不正確な表示がある場合。

1.4. 第16条(8)又は第21条(4)第3段に規定する要件に違反して、同一の発明に関して複数の出願があった際に、特許を付与した場合。

(2) 工業意匠としての法的保護が付与されている場合であって、先の優先権を有する商標(役務商標)と同一であるか又は混同を生じる程に類似しており、かつ、その排他権が同種製品に関して他人に帰属する場合は、当該商標の存続期間中に付与された特許は、当該他人の同意なしに、その全部又は一部の無効を宣言することができる。

(3) 特許庁は、特許無効の承認に関する情報を公報により公告する。

(4) 如何なる個人(自然人)又は法人も、本条(1)1.1、1.2及び1.4に規定する理由に基づいて、特許付与に対する理由を付した異議を審判部に申し立てることができる。本条(2)に規定する理由に基づく特許付与に対する異議は、利害関係のある個人(自然人)又は法人が審判部に申し立てることができる。

本条(1)1.1に規定する理由に基づく実用新案特許付与に対する異議は、本法により定められた特許性要件に準拠する実用新案審査の請求と同時に又は当該審査が異議申立人と同一人若しくは権原承継人の請求により先に行われた場合は当該審査に関する決定書の写しと同時に、申し立てなければならない。特許性要件に準拠する実用新案審査は、その請求書の受領日から3月以内に行わなければならない。特許性要件に準拠する実用新案審査の請求要件及び当該審査を実施し、その結果に基づいて決定を下す手続は、ベラルーシ共和国閣僚会議により決定される。

特許付与に対する異議申立は、その受領の日から6月以内に審判部により審理されるのに対し、本条(1)1.1に規定する理由に基づき、かつ、本法により定められた特許性要件に準拠する実用新案審査の請求と同時に申し立てられた、実用新案特許付与に対する異議申立は、特許性要件に準拠する実用新案審査の結果に基づいて、決定の日から6月以内に審理される。異議申立人及び特許所有者は、その審理に参加する権利を有する。特許付与に対する異議申立の手続及び審判部によるその審理の手続は、ベラルーシ共和国閣僚会議により決定される。特許付与に対する異議申立に関する審判部の決定に対しては、その決定書の受領日から6月以内に、特許付与に対して異議申立を提出した者又は特許所有者が裁判所に訴えることができる。

(5) 本条(1)1.3に規定する理由に基づく特許付与に対する異議申立は、利害関係のある個人(自然人)又は法人が裁判所に提起することができる。

(6) 全部又は一部が無効と認められた発明、実用新案及び工業意匠に係る特許は、当該特許の特許庁への出願日から無効であるものとみなす。

(7) 後に無効と認められた特許に基づいて締結されたライセンス契約は、当該特許の無効性に係る決定が下された日からその効力を停止する。

(8) 審判部又は裁判所の決定に基づく特許無効に関する情報は、該当する国家登録簿に登録され、特許庁が公報に公告する。

第 34 条 特許の効力の早期終了

(1) 特許の効力は、次の場合は早期に終了する。

1. 1. 特許庁に提出された、特許所有者の申請による場合

1. 2. 所定の期限内に有効な特許維持手数料を納付しなかった場合

1. 3. 法人の消滅又は特許所有者である個人(自然人)の死亡の場合において、特許権が法律上の承継人に移転されていないとき

(2) 特許の早期終了に関する情報は、該当する国家登録簿に登録され、特許庁が公報に公告する。

第 35 条 特許の効力の回復：継続使用権

(1) 特許の効力が有効な特許維持手数料を納付しなかった結果として終了した場合において、特許の存続期間が満了していないときは、特許庁は、当該特許の効力を特許所有者の申請により回復させることができる。ただし、当該特許所有者が未納手数料及び当該申請提出に係る所定の手数を納付することを条件とする。

(2) 個人(自然人)又は法人であって、発明特許、実用新案特許又は工業意匠特許の存続期間満了の日から本条(1)に基づくその回復の日までの間に、ベラルーシ共和国の領域内において同一の解決手段を実施したか又は当該実施に必要な準備を行った者は、当該実施の範囲を拡張することなく、無償で当該実施を継続する権利(継続使用権)を維持する。

特許の回復日前に設定されたか又は当該回復日前に行われた準備から発生した継続使用権を有する者による発明、実用新案又は工業意匠の許可される実施の範囲は、当該継続使用権を有する者と特許所有者との間で成立した合意に反映されるか又は合意に至ることができない場合は、裁判所により決定される。

第6章 発明、実用新案及び工業意匠の実施

第36条 発明、実用新案及び工業意匠の実施

(1) 次の行為は、発明の実施と認められる。

発明が利用されている製品の生産、適用、輸入、販売の申出、販売若しくはその他の方法で市場で売買をすること又はこれらの目的での所持をすること、さらに、装置であって、その機能又は操作がその用途に従って特許により保護されている方法を自動的に実行するものに関してそれらの行為を行うこと。

発明特許により保護されている方法を利用すること又は発明特許により保護されている方法を直接利用して生産された製品を市場で売買するか若しくはその目的で所持すること。

製品が新規である場合は、同一製品は、別段の証明がない限り、特許された方法により取得されたものとみなす。

独立クレームに含まれる発明のそれぞれの特徴と同一又はそれと一部が同等であって発明の優先日前に当該技術分野において同等として公知になった特徴を製品又は方法が採用する場合は、発明は当該製品又は方法に利用されたものとみなす。

(2) 次の行為は、実用新案の実施と認められる。

実用新案が利用されている装置の生産、適用、輸入、販売の申出、販売若しくはその他の方法で市場で売買をすること又はこれらの目的での所持をすること。

独立クレームに含まれる実用新案のすべての特徴と同一又はそれと一部が同等であって実用新案の優先日前に当該技術分野において同等として公知になった特徴を装置が採用する場合は、実用新案は当該装置に利用されたものとみなす。

(3) 次の行為は、工業意匠の実施と認められる。

工業意匠を含む製品の生産、適用、輸入、販売の申出、販売若しくはその他の方法で市場での売買をすること又はこれらの目的での所持をすること。

製品は、その外観が画像に示された製品の的外観と異なる場合又は製品が特許された工業意匠と同じ全体的印象を与える場合は、特許された工業意匠を含むものとみなす。ただし、当該製品が類似する使用目的を有することを条件とする。

(4) 発明、実用新案及び工業意匠を実施しようとする如何なる自然人又は法人も、当該発明、実用新案及び工業意匠を実施する権利のライセンス契約又は他の移転に関して特許所有者と契約を締結しなければならない。

(5) 複数の者が特許所有者である場合は、その特許に基づく発明、実用新案及び工業意匠の実施に関するそれらの者の間の関係は、それらの者の間の合意により決定される。合意のない場合でも、それらの者の各人は、第11条(3)及び(4)の契約を除き、自己の裁量で発明、実用新案及び工業意匠を実施する権利を有する。

(6) 同一の発明又は同一の発明及び実用新案について同一の優先日を有するユーラシア特許及びベラルーシ共和国の特許が異なる特許所有者に属する場合は、かかる発明及び実用新案は、すべての特許所有者の権利を遵守してのみ実施することができる。

第36-1条 従属発明及び従属実用新案

(1) 発明又は実用新案であって、その実施が、特許により保護され、かつ、先の優先権を有する別の発明又は別の実用新案を実施せずには不可能であるものは、それぞれ、従属発明及

び従属実用新案とする。

特許により保護され、かつ、先の優先権を有する別の発明を採用する製品を特定の目的で使用することを主題とする発明は、特に従属するものとみなす。

発明又は実用新案のクレームが、製品、方法又は装置の使用目的においてのみ、先の優先権を有する別の特許された発明又は別の特許された実用新案のクレームと異なる場合は、当該発明又は実用新案も従属する。

(2) 従属発明又は従属実用新案は、それらが従属していることに関連する発明又は実用新案に係る排他権を有する特許所有者の許可を得ずには、実施することができない。

第37条 オープンライセンス

(1) 特許所有者は、単純(非排他的)ライセンス(以下「オープンライセンス」という)の条件に基づいて発明、実用新案又は工業意匠を実施する権利を如何なる個人(自然人)又は法人に対しても付与する旨の陳述書を、公告のために特許庁に提出することができる。当該陳述書の受領日から3月以内に公報に公告され、ライセンス許諾契約の主題、価格及び期間の条件が公開される。

(2) 前記の発明、実用新案及び工業意匠を実施しようとする者は、オープンライセンス許諾に関する発表に記載された条件に合致する条件に基づくライセンス許諾契約の締結を特許所有者に求める権利を有する。

第38条 強制ライセンス許諾

(1) 特許所有者が、発明、実用新案又は工業意匠の特許公告の日後3年間に、不実施又は不十分な実施の結果、市場に関連製品又は関連サービスが不足している場合、特許を受けた発明、実用新案又は工業意匠を実施しようとし、また、実施する用意がある者は何人も、特許所有者から確立された慣行に対応する条件のライセンス許諾契約の締結を拒否されたときは、裁判所に対して強制単純(非排他的)ライセンスの付与を申請することができる。特許所有者が発明、実用新案又は工業意匠の不実施又は不十分な実施は正当な理由に起因するものであることを立証しない場合は、裁判所は、実施の限界範囲並びに支払額、支払条件及び支払方法を定めた強制単純(非排他的)ライセンスを付与する。

当該ライセンスに基づいて取得された発明、実用新案又は工業意匠を実施する権利は、他人に移転することができない。

特許所有者は、強制単純(非排他的)ライセンスを生じさせた状況が消滅したとき、当該ライセンスの停止を要求する法的措置をとることができる。

(2) 従属発明又は従属実用新案の特許所有者が、他人の権利を侵害することなく、排他権を有する発明又は実用新案を実施することができない場合であって、当該他人の権利である発明又は実用新案の特許所有者が、確立された慣行に対応する条件に基づいてライセンス許諾契約を締結することを拒絶した場合は、当該従属発明又は従属実用新案の特許所有者は、他人に帰属する権利である当該発明又は実用新案を実施するための強制単純(非排他的)ライセンスの付与を求める申立を裁判所に行う権利を有する。従属発明又は従属実用新案の特許所有者が、当該従属発明又は従属実用新案が重要な技術的成果とみなされ、かつ、それらが従属している発明又は実用新案に対して著しい経済的利益を有することを証明した場合は、裁判所は、実施範囲、支払額、支払時期及び支払手続を定めた強制単純(非排他的)ライセンス

を付与する決定をする。当該ライセンスに基づいて取得された発明又は実用新案を実施する権利は、他人に移転することができない。

裁判所が本項第 1 段に従って強制単純(非排他的)ライセンスを付与する決定をした場合は、当該ライセンスに拘束される特許所有者は、前述した強制単純(非排他的)ライセンスの付与に関連して、確立された慣行に対応する条件に基づいて、従属発明又は従属実用新案についての強制単純(非排他的)ライセンスの付与を求める権利を有し、また、合意に至ることができない場合は、従属発明又は従属実用新案を実施する強制単純(非排他的)ライセンスの付与を求める申立を裁判所に行う権利を有する。

第 39 条 先使用权

(1) 個人(自然人)又は法人であつて、発明、実用新案又は工業意匠の優先日前に、当該発明、実用新案又は工業意匠の創作者とは無関係に創作された同一の解決手段をベラルーシ共和国の領域内において善意で実施したか又は当該実施に必要な準備を行った者は、当該実施の範囲を拡張することなく、無償で更に実施する権利(先使用权)を維持する。優先日前に設定されたか又は優先日前に行われた準備から発生した先使用权を有する者による発明、実用新案又は工業意匠の許可される実施の範囲は、当該先使用权を有する者と特許所有者との間で成立した合意に反映されるか又は合意に至ることができない場合は裁判所により決定される。

(2) 先使用权は、同一の解決が実施されており又は実施のための必要な準備がなされている事業資産の一部として、他の個人(自然人)又は法人に移転させることができる。

第7章 発明，実用新案及び工業意匠の法的保護に係る組織上の基礎。創作者権及び特許所有者の権利の侵害についての責任，保護

第40条 特許庁の機能

(1) 特許庁は，本法に従い，出願を検討し，発明，実用新案及び工業意匠の国家登録を実行し，ベラルーシ共和国の領域で効力を有する特許を付与し，その権限の範囲内で特許法令を確実に遵守させ，その適用に関する明確化を行い，特許法令の適用実務を一般化し，前記問題に基づき利害関係を有する法人及び個人(自然人)に対して組織的援助を提供し，特許事項の専門家を訓練し，特許情報業務を行い，特許代理人の国家認証及び登録を行い，更に法令に従ってその他の機能を果たすものとする。

(3) 特許庁の職員は，在職期間中及びその終了後1年間，出願をすること，直接的若しくは間接的に特許を受ける権利を取得すること及び出願登録することができない。

第40-1条 公報

(1) 公報は，特許庁の公式の刊行物である。

(2) 公報は，電子的形態で発行される。電子的形態の公報は，世界的コンピューターネットワークであるインターネット上の特許庁の公式サイトに掲載される。

第41条 創作者権及び特許所有者の権利の侵害についての責任，保護

(1) 創作者権を奪取すること，無理に共同創作者の地位を取得すること又は特許出願の前に創作者の同意なしに予定される発明，実用新案若しくは工業意匠の要旨を不法に開示すること又は特許所有者の排他権を侵害することは，法令に従う責任を伴う。

(2) 特許庁の職員は，法規定に従い，出願の主題の公告前開示に対して責任を負う。

(3) 発明，実用新案又は工業意匠の創作者(共同創作者)及び特許所有者は，侵害された権利を保護するために，所定の手続に従い，裁判所及び他の当局の権限に応じてこれらに申請することができる。

(4) 法律に規定する排他権を保護する方法に加えて，特許所有者又は排他的ライセンスを規定するライセンス許諾契約に基づいて発明，実用新案又は工業意匠を実施する権利を有する者は，自己の選択により，損害賠償を請求する代わりに，当該発明，実用新案又は工業意匠に係る排他権を侵害した者に対し，侵害の性質を考慮して裁判所が定める1千から5万までの基本単位の額による補償金を請求することができる。

第8章 最終規定

第42条 条約

ベラルーシ共和国に有効であり、かつ、施行されている条約が本法に定める規定と異なる規定を含む場合は、当該条約の規定が優先する。

第43条 外国の個人(自然人)、国籍を有さない者及び外国の法人の権利

外国の個人(自然人)、国籍を有さない者及び外国の法人は、本法及び発明、実用新案及び工業意匠の特許に関する他の法令で規定された権利を享受し、かつ、ベラルーシ共和国の個人(自然人)及び法人と同等の責任を有する。ただし、ベラルーシ共和国の法律及び国際条約に別段の定がある場合はこの限りでない。

第44条 本法の施行

- (1) 本法は、その公布の6月後に施行され、例外として第46条は本法の公布の日に施行される。
- (2) ベラルーシ共和国の法令が本法に適合されるまで、規範法令は、それが本法に反していない部分について適用される。ただし、ベラルーシ共和国の憲法に別段の規定がある場合はこの限りでない。

第45条 一定の法令の無効

本法の施行に関連して、次のものを廃止する。

- ・1993年2月5日のベラルーシ共和国法「工業意匠に関する特許に関して」
- ・1997年7月8日のベラルーシ共和国法「発明及び実用新案に関する特許に関して」
- ・ベラルーシ共和国法「発明及び実用新案に関する特許に関して」を改正及び補足する1998年1月6日のベラルーシ共和国法
- ・2001年7月16日のベラルーシ共和国法「工業所有権分野におけるベラルーシ共和国の一定の法令の改正に関して」第1条及び第3条
- ・1993年2月5日のベラルーシ共和国最高評議会決議「ベラルーシ共和国法「工業意匠に関する特許に関して」の制定手続に関して」

第46条 ベラルーシ共和国法令の本法への適合化

6月以内に、ベラルーシ共和国閣僚評議会は次の事項を行う。

- ・ベラルーシ共和国政府の決定を本法に適合させること。
- ・共和国の国家管理機関がそれらの規範法令を本法に適合させること。
- ・本法の実施に必要な規範法令を採用させること。